

様式 38 (第3条関係)

個人市民税・県民税減免申請書及び森林環境税免除申請書

(あて先) 浜松市長

年 月 日

申請者 (納税義務者)	
住所 (居所)	
氏名	
電話番号	

浜松市税条例第51条第2項、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

減免・免除を受けようとする事由			
該当年度	減免・免除申請税額		
年度	円	内訳	個人市民税・県民税
			円
			森林環境税
			円
徴収方法	期別	税額	納期限
普通徴収	1期	円	年 月 日
	2期	円	年 月 日
	3期	円	年 月 日
	4期	円	年 月 日
	随時・過年期	円	年 月 日
給与からの 特別徴収	6月	円	年 月 日
	7月	円	年 月 日
	8月	円	年 月 日
	9月	円	年 月 日
	10月	円	年 月 日
	11月	円	年 月 日
	12月	円	年 月 日
	1月	円	年 月 日
	2月	円	年 月 日
	3月	円	年 月 日
	4月	円	年 月 日
	5月	円	年 月 日
公的年金からの 特別徴収	4月	円	年 月 日
	6月	円	年 月 日
	8月	円	年 月 日
	10月	円	年 月 日
	12月	円	年 月 日
	2月	円	年 月 日

- 備考 1 減免・免除を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。  
 2 天災その他特別な事由により減免・免除を受けようとする者は、その被害の状況等についての書類を添付してください。

## 被災した住宅、家財等の損害の程度の計算書A

◎ この計算書は、損失額を、被災直前におけるその資産の価額（被災直前の資産の時価）および被災直後におけるその資産の価額（被災直後の資産の時価）を基として計算する場合に使用します。

損害年月日	.	.	損害の原因	
-------	---	---	-------	--

### 住宅・家財等の損失額の計算

住宅の種類	住宅・増改築部分・その他(_____)		
住宅の区分	平屋・二階建以上・マンション等の一室		
住宅の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造・合成樹脂造・木骨モルタル造</li> <li>・鉄骨鉄筋コンクリート造</li> <li>・鉄筋コンクリート造</li> <li>・金属造（骨格材の肉厚3mm以下）</li> <li>・金属造（骨格材の肉厚3mm超 4mm以下）</li> <li>・金属造（骨格材の肉厚4mm超）</li> <li>・れんが造、石造又はブロック造</li> </ul>		
住宅の取得年月	新築物件・中古物件	年	月
住宅の床面積	㎡		
被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊・一部破損 床上浸水_____cm・床下浸水		
浸水時間	24時間未満 ・ 24時間以上		
土砂（海水）の流入	有 ・ 無		

### 1 住宅の損失額

住宅の取得価額	①	円
被災直前の時価	②	円
被災直後の時価	③	円
損害額（②－③）	④	円
保険金などで補てんされる金額	⑤	円
差引損失額（④－⑤）	⑥	円

### 2 家財の損失額

家財の取得価額の合計額（別紙から転記）	⑦	円
被災直前の時価の合計額（別紙から転記）	⑧	円
被災直後の時価の合計額（別紙から転記）	⑨	円
損害額（⑧－⑨）	⑩	円
保険金などで補てんされる金額	⑪	円
差引損失額（⑩－⑪）	⑫	円

### 3 車両の損失額（生活に通常必要なものに限る）

普通・軽の区分	普通自動車 ・ 軽自動車	
取得年月	新車・中古車	年 月
車両の取得価額	⑬	円
被災直前の時価	⑭	円
被災直後の時価	⑮	円
損害額（⑭－⑮）	⑯	円
保険金などで補てんされる金額	⑰	円
差引損失額（⑯－⑰）	⑱	円

### 住宅・家財等の損害の程度の計算（ア、イのいずれか高い割合を適用）

住宅の損害の程度 （⑥÷②）×100	ア	(小数点以下切り捨て) %
家財・車両の損害の程度 （（⑫＋⑱）÷（⑧＋⑭））×100	イ	(小数点以下切り捨て) %

住宅、家財等の損失額の算出にあたり、資産税課が保有する情報を閲覧することに同意します。

年 月 日  
氏名



## 被災した住宅、家財等の損害の程度の計算書B

損害年月日	. .	損害の原因	
-------	-----	-------	--

### 住宅・家財等の損失額の計算

住宅の種類	住宅・増改築部分・その他( )
住宅の区分	平屋・二階建以上・マンション等の一室
住宅の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造・合成樹脂造・木骨モルタル造</li> <li>・鉄骨鉄筋コンクリート造</li> <li>・鉄筋コンクリート造</li> <li>・金属造（骨格材の肉厚3mm以下）</li> <li>・金属造（骨格材の肉厚3mm超 4mm以下）</li> <li>・金属造（骨格材の肉厚4mm超）</li> <li>・れんが造、石造又はブロック造</li> </ul>
住宅の取得年月	新築物件・中古物件 年 月
住宅の床面積	m <sup>2</sup>
被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊・一部破損 床上浸水 cm 床下浸水
浸水時間	24時間未満 ・ 24時間以上
土砂（海水）の流入	有 ・ 無

### 1 住宅の損失額

(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円
(2) (1) 以外の場合 1m <sup>2</sup> 当たりの工事費用×総床面積	②	千円/m <sup>2</sup> × m <sup>2</sup> = 円
(①・②) × 0.9 × 償却率 × 経過年数 ( ) ( 年)	③	円
被災直前の時価相当額 ( (①・②) - ③)	④	円
損害額 (④ × 被害割合( %))	⑤	円
保険金などで補てんされる金額	⑥	円
差引損失額 (⑤ - ⑥)	⑦	円

\*経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

### 2 家財の損失額

(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額（別紙から転記）	⑧	円
(2) 家族構成別家財評価額 (1) (世帯主の年齢 歳：夫婦 独身・離婚 死別)	⑨	円
以 外 の 場 合	⑩	大人 人 円 子供 人 円 計 円
被災直前の時価相当額 (⑨ + ⑩)	⑪	円
損害額 ( (⑧・⑪) × 被害割合( %))	⑫	円
保険金などで補てんされる金額	⑬	円
差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭	円

### 3 車両の損失額（生活に通常必要なものに限る）

普通・軽の区分	普通自動車 ・ 軽自動車	
取得年月	新車・中古車	年 月
車両の取得価額	⑮	円
⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 ( ) ( 年)	⑯	円
被災直前の時価相当額 (⑮ - ⑯)	⑰	円
損害額 (⑰ × 被害割合( %))	⑱	円
保険金などで補てんされる金額	⑲	円
差引損失額 (⑱ - ⑲)	⑳	円

\*経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

### 住宅・家財等の損害の程度の計算（ア、イのいずれか高い割合を適用）

住宅の損害の程度 (⑦ ÷ ④) × 100	ア	(小数点以下切り捨て) %
家財・車両の損害の程度 ( (⑭ + ⑳) ÷ ( (⑧・⑪) + ⑰ ) ) × 100	イ	(小数点以下切り捨て) %

住宅、家財等の損失額の算出にあたり、資産税課が保有する情報を閲覧することに同意します。

年 月 日  
氏名

## 被災した住宅、家財等の損害の程度の計算書B

◎ この計算書は、損失額を、所得税の雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」に準じて計算する場合に使用します。

### 被害割合表

区分	被害区分	被害割合		摘要		
		住宅	家財			
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊	%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいいます。		
	(倒壊に準ずるものを含む)	100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合をいいます。		
	半壊	50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。		
	一部破損	5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。		
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。	
		二階建以上	55 (40)	85 (70)		
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)		
		二階建以上	50 (35)	85 (70)		
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)		
		二階建以上	45 (30)	70 (55)		
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)		
		二階建以上	35 (20)	40 (25)		
	床下		15 (0)	—		

\*被害割合は、罹災証明書の「被害の程度」に対応する「損害基準判定」の被害割合を被害割合表に当てはめたものとする。なお、罹災証明書の「準半壊」以下は、被害割合表の「一部破損」とする。

\*車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

### 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）

（令和6年分）

	木造・ 木骨モルタル造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造 (金属造)
静岡	216 千円	318 千円	304 千円	294 千円
全国平均	207	318	304	294

参考：国税庁HP

（注）該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

### 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
～ 29 歳	500 万円	300 万円
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

1. 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算し

2. 配偶者と死別している場合は、「夫婦」欄を使用し、大人1名分（130万円）を差し引いて計算します。

### 住宅の構造別耐用年数表（旧定額法）

構造	耐用年数	1.5倍した年数	償却率	
木造又は合成樹脂造	22年	33年	0.031	
木骨モルタル造	20年	30年	0.034	
(鉄骨) 鉄筋コンクリート造	47年	70年	0.015	
金属造	骨格材の肉厚3mm以下	19年	28年	0.036
	骨格材の肉厚3mm超 4mm以下	27年	40年	0.025
	骨格材の肉厚4mm超	34年	51年	0.020
れんが造、石造又はブロック造	38年	57年	0.018	

### 車両の種類別耐用年数表（旧定額法）

種類	耐用年数	1.5倍した年数	償却率
普通自動車	6年	9年	0.111
軽自動車（総排気量660cc以下のもの）	4年	6年	0.166

1. 償却率は、通常の耐用年数に1.5を乗じた年数（1年未満の端数がある場合は切り捨てます）に応じた率を使用します。耐用年数の1.5倍の年数をすべて経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

2. 中古資産の耐用年数は、次の方法で計算した年数とします。この場合に、その計算した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数とし、その計算した年数が2年に満たない場合には、2年をその資産の耐用年数とします。

- (1) 法定耐用年数の全部を経過したもの  
 $(\text{法定耐用年数} \times 20\%) \times 1.5$
- (2) 法定耐用年数の一部を経過したもの  
 $(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\% \times 1.5$

